

古い結婚観とこれからの夫婦別姓 一夫婦別姓制度の導入にみる 日本社会と結婚の風習について

92K054 小山大輔

私たちはいつも、様々なものに囲まれながら生きている。それらを生み出し、普段の生活の中で上手に使いこなすことによって、私たち人類は今に至るまでの歴史を、一步ずつ作り上げてきた。しかし、私たちが繁栄してきた背景にはそれら物質だけではない、物体として目に見えないものの存在も忘れてはならない。それは、人間と人間とを結び付ける友情や愛情に代表される信頼関係と呼ばれるもの。それらはいずれも、人間の心の動きによって生み出される感情というものから成り立っている。人間が存在する上で無視する事の出来ない感情という問題。人々との関わり合いの中で、考えることによってこれから道筋を選択している私たちの思考の中には、その大人として成長していく為に必要な感情がたくさん詰まっている。それら数在る感情の中で、最も人間の心に強い影響を及ぼすものと言われているのが、男性が女性を好きになる、そして女性が男性を好きになるという、不思議な感覚に彩られた恋愛感情と言われるものである。この世界中に数多という異性の中で、運命的なものによって引き寄せられるようにして出会った一人の男性と一人の女性。その二人の心にいつしか恋心が芽生え、やがてそれが何者をも引き裂くことの出来ない、堅い絆へと変わっていく。そんな、結び付くことを約束した二人の終着駅的存在であるように思われるが、二人で新しい家庭を作る為に一つの籍に入るという結婚。それぞれの年月を経て、二人の間に育まれた信頼というきずなを守って行くことを、神前で誓い合う為の儀式であるように思う、この人生の新たな門出とも言われる結婚を迎えた恋人たちは、1994年度（平成6年度）に調査された年間結婚件数によると、78万2733組（前年比1万組減）であった。周りの人々の暖かい祝福を受けて、人生の新たな一步を踏み出し始めた二人が、役所への婚姻届の提出によって晴れて夫婦として認められるという、現在の結婚という制度。しかし、この結婚という制度は、夫婦で自分たちの思い描く家庭を育むという幸福感を生み出すのと同時に、様々な義務や役割を生み出し、夫や妻を結婚に付随する一定の枠にはめるという性格を持っているものもあるようである。

結婚披露宴でよく見られる「〇〇家〇〇家・御両家結婚披露宴」という、出席者に式場の案内をする垂れ幕。これだけ見ると、少し前に神前で結ばれた二人の結婚披露宴と言うよりも、むしろ家と家との結婚式のように思えてしまうのは、私だけであろうか。確かに結婚式やそれに付随した結婚披露宴というものは、結婚をする当人同士の関係が世間的に認められる儀式という性格を持つと共に認められる儀式という性格を持つと共に、その儀式を結び目とした夫となる男性と妻となる女性の家同士のつながりが作られるという性格も持っているものと思われる。結婚披露宴に見られる、両家の親戚が相手側の親戚にお酒を注いで回るという行為は、両家の関係を円滑なものにしていこうとする切っ掛け作りをする為のものなのだろう。結び付きが作られるということは、人間関係を広める為にも、また様々な見聞を広める為にも大切なことであると思う。個人的にも、親戚が増えるということは喜ばしいことであると思っている。

しかし、結婚式の本質は新たに結ばれようとする二人を祝福し、また激励するということにあるのではないだろうか。そう考えた時に、現在の結婚式は二人の門出を祝う結婚式であるにも関わらず、家がメインとなっている結婚式になってしまっていると思うのである。噛み砕いて言うならば、結婚披露宴が家同士の結び付きを作る為の会場になっているということが問題だと言っているのではなく、「女性が嫁ぐ」または「男性が婿に入る」という家思想にまつわる古い価値観が、結婚式の背後に流れているということに問題があると言っているのである。

私たちが生活する日本社会の中に古くから存在する、結婚によって嫁や婿が家に入るという風習。長年一緒に暮らしてきた気心の分かり合った家族の中に、血のつながりを持たない言ってみれば赤の他人が、慣れ親しんだ生活のリズムの中に突然入ってくるという、ある意味で強引なこの結婚体系。最初はお互いに気を使いながら、うまく障害をクリアしていくと思うので、さしたる問題は起きないのかもしれない。だが、それが長く続くと意見の食い違いなどで不満がたまり、次第に発生してくるのが、現在でもテレビ番組の電話相談やドラマなどで頻繁に取り上げられている、嫁姑の問題である。そのようなテレビ番組の影響を受けている訳ではないのだが、やはり「嫁ぐ」という言葉を聞くと、どうしても「耐える」というイメージが浮かんでしまう。しかし、たとえ間接的な情報であったとしても、嫁ぐということに何等かの圧迫感がまとわり付いてくるというのは、間違いない事実であると思う。結婚によって結ばれた相手を自分の家に迎え入れるということは、戦場に置き換えて言えば、地理を知り尽くした自分の領土に相手を誘い入れるのと同じようなことであり、それは言うまでもなく受け入れる側には余裕があるということを示している。その為、家に入った立場の人間は自分が慣れ親しんだ習慣とは違う、その家の中に無意識的に存在する習慣や生活のリズム、または義務や役割を必然的に受け入れざるを得ないということになる。そのように、結婚を機会に一方の人間が相手の家に入ることが、必然的に重荷を背負うということにつながっている為に、婿となる男性を相手側の一族へと送り出すとか、お嫁さんとなる女性を自分たちの一族の中に受け入れるとかいう古い価値観に彩られた印象を、目出度い席である結婚式の背景に感じてしまうのだと思うのである。このことから、結婚式は一見華やかに見える儀式ではあるが、その背後には古くから続く「家制度」という色彩が濃く感じられる儀式もあると言える。

そもそも結婚とは、巡り合わせによって結ばれた二人が、家庭という独立体を構成して、一つの社会的tribeを作り上げるということを目的とする。それは、これから二人で歩んでいくと決意した相手との、共同作業によって生み出される。これから的生活を創造して輝いた理想の中で始まった二人の夫婦生活。しかし、結婚をして夫婦となり社会との関わり合いの場が増えしていくに従って、古くから社会に浸透している結婚観に気付くことになる二人。私自身が導き出した見解では、結婚観には個人的結婚観と伝統的結婚観の2つが存在する。それらを簡単に説明してみると、まずは個人的結婚観という枠組み。これは、年頃になれば誰もが持っているものと思われる、その人が自己の中で結婚に対して思い描く理想像という意味の事柄である。例えば、結婚年齢・結婚相手の理想像・結婚式の様式などがそれである。この事柄は、あくまで個人的な問題である為に、たとえ将来思い通りの結婚が出来なかつたとしても、それは自己自身の中で多少の失望感を生むだけに止まる問題ではある。だが、次の伝統的結婚観というのは、自分だけではどうすることも出来ない枠組みであると言える。私の理論で導き出した伝統的結婚観とは即ち、私たちの習慣の中に無意識的に根付いた結婚に付随したしきたり、と

いう意味を持つ事柄であるように思う。それは、日本という独特の社会体制を背景として作り出された、主に女性側に視点が向けられた社会の風習として存在するもの。噛み碎いて言えば、現代の社会に浸透している女性に付随する嫁や妻という役割分担が、男性を中心として動いているということである。日本の社会に根付く結婚に付随したしきたりとは、つまり結婚という制度を媒介とすることによって、社会を動かす男性が女性に対して思い描く理想の枠に、女性をはめることを目的として作り出されたような習慣ということである。そのような、社会体制を背景として作り出された男性優位を感じさせる習慣が、現代の結婚にまつわる結婚観の中には存在しているということなのである。

お互いに大切な間柄でありながら、社会に生きる男性と家庭に生きる女性という役割分担がはっきりてしまっている現代の日本社会。だが逆に言えば、その役割分担が生活の根底に存在しているから、男性は仕事に打ち込むことが出来、また女性は子育てや家事に専念することが出来るということも言えるのだと思う。しかし、昨今の核家族化や少子化、そして女性たちの活発な社会進出などによって、これまでの仕事や家庭という分担を陰で作り上げてきた社会の風潮や、社会で働く男性を陰から支えるようにして生きてきた女性たちの意識に、革命的とも言える変化が起こってきた。夫婦がお互いに家庭を支え合っていく為の基盤と言っても過言ではない。夫婦の姓という枠組みに変化が起ころうとしているのである。戦後に定められた婚姻制度の改正にまで及ぶ、「選択的夫婦別姓制度」の導入がそれである。

今まで、古いしきたりに基づく結婚による改姓を一般的な習慣として受け入れてきた女性のみが主に直面してきた姓の問題が、選択的夫婦別姓制度の導入によって、これからは結婚によって女性と結ばれようとする男性にも、直接関わってくる時代となる。それは、結ばれようとする相手の女性の意識と、その男性が持つ意識との組み合わせによっては、一生関わり合いを持たない男性もいる問題ではあるが、その一方で、一緒になろうとする女性の姓への考え方しだいでは、相手の男性にも直接関わってくる問題もある。現在の社会に生きる私たちの意識を、世間の意見が良く反映されていると思われる視聴者参加のテレビ番組や様々な若者向けの雑誌を通して見てみると、一般的に男性は保守的であり、女性は革新的であるように思う。これは、現代の日本社会が男性向きに出来ているという事も関係しているのかもしれない。つまり、女性は結婚して家庭に入り、外で働く夫を陰日向となり支えるものという古い考えに支えられた、現在では幻想に近いものと思われるそのイメージを、日本女性の伝統的なイメージとして持ち続けている男性にとっては、言わずもがな現在の社会は残しておきたい産物なのであろう。人間である以上、住み心地の良い環境を残しておきたいというのは、当然の願望なのかもしれない。しかし、そのような現状維持を言葉にはしなくても心の奥底で主張している男性がいる一方で、何等かの意識の変化によって人間として女性として輝きながら生きて行きたいと主張する女性が増えてきたことは隠すことの出来ない事実である。古くから奥ゆかしさや慎み深さなどが美徳とされていた日本女性の意識に、どのような力が加わり、現在のように男性社会で活発に活躍する女性が増えていったのかまでは、未熟な私には説き明かすことは出来ないが、ここ数年の間に女性は確実に力を付けてきている事は間違いない事実であると言える。そして、近年盛り上がりを見せる夫婦の姓の問題というのも、それら女性の力の結集が生み出した、女性の悲痛な心の叫びが解き放たれ始めた象徴の一つと言うに等しい事柄なのであろう。夫婦の姓の問題というのは、男性が絶対的な権利を持っていた戦前の時代には、絶対に発生しなかった問題であったと言えると思う。その意味で、自分たちの意見をきちんと主張するよ

になった女性たちというのは、間違いなく男性には想像もつかない意識的な成長を遂げたと言えるのではないだろうか。

以前にも、男性と女性の社会的立場を平等にすることを目的として制定された、「男女雇用機会均等法」というものは存在した。だが、結果的にこの男女雇用機会均等法という制度は、日本社会にしっかりと根づいた男性社会という意識、または女性差別という障壁を解消するまでにはいかなかった。しかし、この選択的夫婦別姓制度というものは、私たちの生活に直接密着する制度である為、男性を中心に動いていた労働の世界とは違い、誰もが日常生活の中で一度は接することになるであろう制度であると言われている。また、これからは結婚を機会に自分自身に直接関わってくる制度でもある。男女平等を望む女性たちもしくは男性たちにとっては、この夫婦別姓制度の導入を機会に、今度こそ平等な男女共存の社会を実現させようと意気込んでいるかもしれない。その意味でも、夫婦別姓制度の導入による同姓と別姓の選択が自由に出来るというこの枠組みは、男性と女性がお互いの意見を尊重し合いながら、二人の同意によって結論を出すということで、男女雇用機会均等法よりは男女の平等の実現が期待される制度であると言える。

だが、結ばれようとする男性と女性の二人の同意が必要とされる、この選択的夫婦別姓制度。その為、結ばれようとする男性と女性が姓の在り方に対して同じ方向性を持っているならば、結婚を控えた二人の間にはさしたる障害は生まれないように思える。だが、別姓を望む女性と同姓を望む男性がいた場合、その妥協点を見出すことは容易なことではない。結婚というものを考えた時に、結婚後の姓にまつわる理想像を誰もが少なからず持っているように思われる。長男として家意識を身近に感じている影響もあるのかもしれないが、結婚をまだ先のことと考える私の気持ちの中でも、漠然とではあるがその家の名前に関わる映像は、様々な形で自分の中でしっかりと存在している。現代の日本社会に於いて、私のような家意識を引きずる若者というのは、そう少なくはないと思うのである。その為、そこには必然的に夫婦別姓を素直に受け入れることへの抵抗感が生まれてきてしまう。また、夫婦別姓制度の施行により、これまでの代々受け継がれてきた家名にまつわる価値観に変化が起こってしまうのではないかという声も、家名存続派の側から揚がっている。そのような様々な状況を含みながら、女性の権利の向上を望む声に導かれるままに、戦後に制定された民法が法改正への道を歩み出した。

これまで様々な道筋を通って少しづつ触れてきた、結婚に付随する社会の風習にも似た結婚観や、嫁や婿という家に入る立場の人間の心理的な圧迫感の問題、またいまだに日本社会に根付く男性優位の社会意識という事柄。しかし、それらの問題を打破する為に動き出した、長年続いてきた婚姻制度の改正にまで及ぶ、選択的夫婦別姓制度の導入という枠組み。女性の声から始まったと言われるこの夫婦別姓とは、一体どのような事柄を原動力として動きだし、また何を目指して進んでいこうとしているのだろうか。そこで私はその謎を説き明かしていく為の、いくつかの題目を用意してみた。まず、日本という独特の風土と文化の中で培われてきた、現在の私たちの時代にまで何世代にも渡って続く、その結婚というものの背後に流れる結婚観にも似た男性と女性の意識の違いを、自分なりの観点で説き明かしてみたいと思う。また、家庭を育み社会の一員として世間と共生していく難しさや苦労をまだ知らない、人間として成長過程にある自分だから表現出来る、現在の婚姻制度に付随する役割や義務に対して思う自分の素直な意見を、様々なデータを織り込みながらまとめてみたいと思う。そして何よりも、これから論文の中核を成して行こうとする夫婦別姓という事柄が、私たちが生活する現代の社会に取

り入れられることによって、一体どのような意味を持ち、また今後にどのような影響を及ぼすことになるかを考えてみたいと思う。

夫婦別姓制度を導入する前の現在に位置し、またこれから夫婦別姓という波を身近に感じて行くことになるであろう私たちではあるが、その時代に生きる1人の人間として、将来に向けた自分の考えを模索していく意気込みで、この論文をまとめていきたいと思っている。

まず最初に、夫婦別姓という制度は一体どのような内容を謳っているのか、という事を簡単に見てみたいと思う。夫婦別姓というのは一言で説明すると、結婚を控えた男女が結婚後の姓を同姓にするか、それとも別姓にするかを、自由に選択出来るようにしようというものである。つまり、ほとんどの女性が結婚を機会に改姓をしている現在のような婚姻制度を廃止して、刻々と変化する社会や人々の意識と釣り合いがとれるような、新しい結婚形態を実現させようとするものである。だが夫婦別姓という制度は、私が感じているような家意識を重んじる人間や、平凡な生活を望む国民には多少抵抗感がある事柄であると言える。現状をうまく受け入れている人間からすれば、夫婦別姓なんて必要ないという思いが強く感じられるのである。その背景には、結婚により掛け替えのない相手と同じ名前で結ばれたいなどの、結婚の証にも似たつながりを大切にするという意識が存在している。だが、その一方で別姓を望む声が高まっているというのも事実である。その為、現在の婚姻制度に何の不都合も感じていないから現状のままでいいという、保守的な国民の心理面に配慮しながらも夫婦別姓を望む改革的な人々の要望にも答えられるような、そんな双方にとって最も合理的な法改正の道を模索していくというのが、今回の選択的夫婦別姓制度を含む民法改正の重要なポイントであると言える。

これまで選択的夫婦別姓という言葉を何回も使ってきたが、そもそも夫婦別姓が言われ始めた背景には、どのような理由があったのだろうか。以前にも述べた通り、この夫婦別姓というのは結婚を控えた男女が結婚後の姓を同姓にするか、それとも別姓にするかを、自由に選択出来るようにしようというものである。その背景にあったものは、言うまでもなく男性に抑えられていた女性の権利を、男女平等に見合った立場へと高めるというものであった。では、どのような事柄が民法を改正しようという動きへと、実際につながっていったのだろうか。その理由を簡単に2つ挙げると、まず1つ目に現在の戸籍制度や民法が現実に合わなくなってきた、という理由が挙げられる。これは、つまり現代の結婚観や家族観と、戦後に改正された民法との間にギャップが生まれてきたということを意味している。2つ目の理由として、その戦後に改正された民法が戦前の流れを汲んでいることによる結婚に伴う改姓というものが、自分らしく生きたいと思う女性に大きな負担となっている、という理由も挙げられている。その戦後に改正された現在の民法の、夫婦の氏名の在り方を著した部分を見てみると、現在の民法750条では「夫婦は婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と規定されており、これは結婚する時には夫婦のどちらかが必ず姓を捨てなければならない、ということを意味している。これは法律によって夫婦同姓が定められているところであり、結婚後は夫と妻が別々に結婚前の自分の姓を名乗ること、つまり夫婦別姓は現行の法律では認められていないということなのである。その為、現在の日本社会で夫婦別姓を実行しようとするには、そもそも婚姻届を提出せずに、一般夫婦と同じように夫婦生活を送るという方法と、婚姻届を提出し戸籍名は変わっているが、旧姓をそのまま使い続けるという2つの方法しかないというのが現在の状況となっている。以前、新聞の記事で、結婚しても姓を変えたくないという女性が、職場の中

だけでは通称、つまり旧姓を使おうと思って申し出たのだが、勤務先がそれを認めなかった為に、婚姻届を提出せずに事実婚の道を選んだという話が載っていた。この事実婚というのは、婚姻届を出さない結婚形態、つまり婚姻届を提出しないことで改姓をせずに、その一方で婚姻届を提出している夫婦と同じように夫婦生活を送るというものであるが、その事実婚を選んだ女性が言うには、「名前を変えることは私自身を失うこと」だというのである。この現在の日本という国は、男女が結婚する場合に婚姻届を提出することによって夫婦と認められる法律婚が、社会の一般的な習慣として受け入れられている国であると言える。その為、事実婚は婚姻届を提出する法律婚に比べると、社会保障的に十分な保障が得られないことや、婚姻届を出さないことによる「ふしだら」や「けじめがない」などの周りの目がつきまとうことなど、世間に偏見にあう可能性がある行為ではあるが、別姓が制度化されていない現在の日本で、夫婦別姓をやりたい時に一番有効な手段は、何と言ってもこの事実婚なのである。そのようなリスクを背負ってまで、女性たちが改姓を拒む理由は一体何なのだろうか。

1990年の統計によると、女性の平均初婚年齢は25.9歳（ちなみに男性は28.4歳）であるということが分かっている。その年齢から推測すると、高校や短大または大学などを卒業した後、女性たちはもう何年も職場で働いているということになる。そして、今の時代は結婚してもそのまま働き続ける女性が多い。その為に結婚して姓を変えると、印鑑を変えたり名刺を変えたり名札を変えたり、また新しい姓を仕事の相手に覚えてもらう為に、結婚したことなどのプライバシーをいちいち話さなければならぬという不便や不都合が生まれてくる。このように、結婚後も仕事を続けようとする女性ならば、旧姓と結婚後の姓が混乱してしまう、そして仕事上の相手に結婚したというプライベートをいちいち話したくないという、そうした仕事上の不便や無駄を避けるという理由もあると思う。しかし、女性たちが結婚後も改姓したくないという本当の理由は、そうした仕事上の不都合ではないというのである。勿論、多くの女性たちの中には仕事上の不都合を、夫婦別姓を望む理由に挙げる女性もいるであろう。だが、女性たちが結婚後も改姓したくないという本当の理由は、そうした仕事上の不都合よりも、「自分の名前への愛着」であるというのである。つまり、自分が生まれた時から使っている慣れ親しんだ姓を、結婚してからも使い続けたいということなのである。

結婚して夫となる男性の姓に変わって、家庭に入りたいと思ってい女性。また、結婚はするけれど旧姓のまま働き続けたい、つまり事実婚の道を選んで結婚する前の姓で働き続けたいと思っている女性。その人その人、それぞれにいろんな価値観があるであろう。だが、結婚して姓を変えたいと思っている女性はいいが、変えることを望まない女性までも改姓を強制されるというのが、現在の戸籍制度や民法の問題点であると言える。

そもそも夫婦別姓が言われ始めた背景には、結婚するとどうして女性が男性の姓に変わらなければならないのか、また結婚というのは妻が夫や夫の家に吸収されるということなのかなど、夫婦同姓という制度が女性の立場を弱いものとしているのではないかという疑問の声があった。そのような疑問を生んだ、結婚による女性の改姓と民法との関係を、ここで少しだけ見てみたいと思う。現在の民法では、「夫婦は婚姻によって夫又は妻の姓を称する」と規定されており、結婚による女性の改姓は強制されていない訳であるが、実際は結婚の時に夫の姓を選ぶ夫婦は97.7%（1990年厚生省人口動態統計より）となっており、ほとんどの女性が結婚によって姓を変えているというのが現状となっている。夫婦という枠組みを考えた時に、一般的に女性は結

婚したら男性の姓に変わるものということが、今まで当たり前の習慣として受け入れられてきたのだが、このように法律的には結婚による女性の改姓は決められていないということなのである。それでは、どのような事柄が結婚による女性の改姓率を高くしているのかを調べてみたところ戦前の民法が定めていた夫婦同姓が関係していることがわかった。これによると、戦前の夫婦同姓制度は妻が夫の家に入るという規定があり、またその家族はその家名を名乗るという規定もあった為に、それがたまたま夫婦同姓となっていましたということなのである。その習慣が現代にも尾を引いて、風習として世間一般に受け入れられたことによって、女性の改姓が一般的になっていたというのである。つまり、現在の夫婦同姓を定めた法律は戦前の規定を根拠としているのに、人々の心の中で「女性は結婚したら姓を変えて男性の家に入る」という戦前の意識がそのまま残っている為に、女性の改姓率が高くなっているということなのである。そして、それが「妻は夫に養ってもらっている」という、男性が女性よりも優れているという男性上位の社会意識につながっていったと言われている。こういう「男は仕事、女は家庭」という、古くからの「家思想」に基づく家族形態が、日本人の正しい風習として社会の中に根付いてしまった為に、それが男性の下に女性が置かれるという見方につながり、現在にまで存続されることとなってしまったのである。夫婦別姓制度が導入されれば、このような片寄った戦前の意識が解消されて、少なくとも結婚によって「女性が家に入る」という考え方には少なくなっていくものと考えられている。

この改姓という事柄は、結婚による女性の改姓が一般化している現代社会に於いては、結婚を控えている女性、また結婚をしている女性が必ず直面する出来事であると言えると思う。その中で、結婚をして同姓にしても別に何の不都合もなかったという女性も勿論いるであろうが、その一方で家庭を持ちながらも別姓を望んでいる女性もいるということも、忘れてはならない事実となっている。

1984年に「夫婦別姓選択制をすすめる会」という組織が実施した。夫婦の姓に関するアンケートでは、回答した女性のうち専業主婦の71, 9%が夫婦別姓選択制に賛成しているという結果が出た。その理由は、1989年2月にまとまった厚生省の調査によると、夫婦が夫の両親と同居をしている場合、そのお年寄りの介護は3分の1以上の場合が両親の「実の息子」でも「実の娘」でもない、その家に嫁いで来たお嫁さんに依存しているということなのである。お嫁さんと呼ばれる妻ばかりに負担が掛からないように、その夫が助けてくれればこれと言って問題は起こらないのかもしれないが、夫が思いやりに欠けた人だと、夫の両親の世話をその夫の妻であるお嫁さんに任せっきりになってしまふという問題が出てきてしまう。こうした時に、「○○家の嫁だから○○して当然」というふうに義務として思われる、人間としての思いやりや自然の情愛を育めなくなってしまうと、嫁と呼ばれる立場の女性たちは言うのである。結婚をして夫の姓に変わることによって、「○○家の嫁」という古い考えに支えられた枠組みにはまっていた自分を解き放ちたい、そして新しいライフスタイルでもう一度人生を楽しんでみたい、というのが専業主婦たちが夫婦別姓を求める理由として上げているものである。このように、夫婦別姓は働く女性だけではなく、家に入った嫁という立場の女性たちも待ち望んでいるものもある。そのような、夫婦別姓を望む女性たちの共通の願いと言われるもの。それは、『自分が使いたいと思う姓を自由に使いたい』という、男性にしてみれば平凡な願いのようにも見える事柄ではあるが、しかしその背景には男性社会に根付いた様々な『不公平』をなくしたいという、女性の強い願いが込められていると言える。

自分が使いたいと思う姓を自由に使いたいと願う女性たち。そして、社会に根付く習慣に流れされずに、自分らしさを大切にしながら幸福を追い求めて行きたいと願う女性たち。それら女性の声に触発された社会の変化に対応する為に、1994年の7月に政府の中にある法制審議会民法部会が、実際に夫婦別姓をどのような内容で導入していくかを検討する為に作成した、「民法改正要綱試案」を公表した。この試案はA案・B案・C案という3つの大きな柱から成り立っており、それぞれ夫婦別姓制度を実際に導入していく為の内容が詳しく述べられている。本来なら、この場で試案の内容を1つずつ噛み砕いて説明すれば良いのかもしれないが、そうすると説明が回りくどくなりすぎて、かえって分かりにくくなってしまう恐れがあるので、ここは素直に政府から発表された原案のままに記述したいと思う。

A案：原則は同姓だが、別姓も選択できる。

子供の姓は、兄弟姉妹は同じ姓で、結婚時に将来生まれる子供の姓をどちらかに決める。

B案：原則は別姓だが、同姓も選択できる。

子供の姓は、出生のつど父母が話し合って決め、兄弟姉妹の姓が異なってもよい。

C案：夫婦は同姓だが、相手の同意を得て届け出をすれば、旧姓を呼称できる。

子供の姓は、夫婦の姓に同じ。

このように、現在の婚姻制度の枠組みを前提として、その上に別姓を望む人々の要望を取り入れているもの。また前提を別姓として、現在の結婚の枠組みを全く残さない、新しい婚姻制度を実現させようというもの。そして、婚姻制度の改正をするまでもないような、夫婦別姓の実現というにはあまりにも保守的すぎる内容のもの。それぞれに、新しい家族体系を予感させる内容になっているのと思われる。国民の声に答える形で政府が導き出した無理のないこの試案。この3つの案のどれかが実現されれば、そこには必然的に女性の地位の向上という事実が確立されるものと思われる。これまで男性社会に苦しめられていた女性たちが、別姓の実現により姓に関わる重荷を背負うことなく、社会で活躍に働くことが出来るということは、大変喜ばしいことだと思う。そして、家に入り姓にまつわる圧迫感に苦しめられていた女性たちも、別姓の実現によって新しいライフスタイルを楽しむことも出来るようになるということ、また祝福すべきことだと思う。しかし、私は今回政府が発表したこの試案の内容を読んで、どうしても納得出来ないことがある。いや、夫婦別姓制度そのものに不満があると言った方がいいのかもしれない。それは、大人の都合に何故子供が巻き込まれなければならないのかということである。夫婦別姓制度は、取りも直さず父親と母親の姓が異なるということを意味する。また、政府の結論により試案のB案が制度として取り入れられた場合には、兄弟姉妹の間で姓が異なるという状況も生まれてくる。このような状態で家族としての一体感が生まれ、そして将来に向けてその一体感を保っていけるのかという疑問を、私は強く感じる。それは、大人の事情が分かる年頃の子供ならば、両親の考えを理解するということは出来ると思う。だが、まだ幼稚園や小学生などの幼い子供の場合、夫婦別姓の施行によって突然両親が違う姓に変わったら、その内容を理解出来ず困惑してしまうに違いない。さらに、自分の姓が今まで一緒にいた両親の一方だけに変わってしまったら、なおさらのことである。大人の都合で振り回されるほど、まだ自分というものを持っていない子供にとって迷惑なことはないと思うのである。そのように子供や家族を不安がらせない為にも、子供のことをきちんとと考えた選択をする必要があるし、また自分たちの将来もきちんとと考えた選択をする必要もあると思う。

みんなが自分を大切にしながら生きていくということを実現する為に動き出した、夫婦別姓という制度を媒介とする社会作り。そうした人間として輝ける将来を見詰めた時に、これまで社会の習慣として世間に受け入れられてきた夫婦同姓制度ではあるが、これが女性の社会的自立という原動力を背景に、夫婦別姓という民法改正へと動き始めた。社会が変われば憲法の内容も、それと対応出来るように変わらなければならないのかもしれないが、の中でも戸籍制度や民法など家族に関わる法律は、国の秩序を支える重要なものである為に、より一層慎重に審議する必要があると思うのである。その意味でも、1994年の7月に政府から発表された民法改正の試案の内容は、現在の婚姻制度を容認する国民に混乱を与えない範囲で、別姓の必要性を主張する人々に可能な限り自由な選択を公認しようとする、堅実でありながらも新鮮な結婚形態を予感させる内容になっているものと思われる。

人間の優れた思考力を物語っているかのように、様々な主張が飛び交うこの選択的夫婦別姓制度ではあるが、国民の多くは夫婦別姓に対して一体どのような意見を持っているのであろうか。ここで少しだけページを割いて、夫婦別姓の支持率を見てみたいと思う。先程記述した、1994年の7月に夫婦別姓制度の実現に向けて政府から発表された、3つの柱から成る試案の内容。その民法改正の試案を受けて、総理府が1994年の11月26日に発表した「基本的法制度に関する世論調査」によると、20、30歳代の男女の40%が、夫婦がそれぞれ結婚前の自分の姓を名乗ることが出来る選択的夫婦別姓制度を望んでいることが明らかになった。ただ、年代が高くなるほど「同姓で家族の一体感が強まる」などの夫婦別姓に対する否定的な意見が増えたこともあって、調査対象全体では夫婦別姓を望まないと回答が53.4%と過半数を占める結果となつた。調査結果を細かく見てみると、夫婦別姓制度の導入がいいと思う人は全体の27.4%で、年代別に見ると20歳代で40.8%、30歳代で39%が夫婦別姓制度の導入を支持しており、20歳代と30歳代ではいずれも導入に否定的という考えを上回った。特に20歳代、30歳代の女性に関しては、導入賛成派がそれぞれ42%で、男性でも20歳代は38.5%が夫婦別姓制度を導入した方がいいと回答している。導入支持の理由については、「別姓を禁止する必要はない」が58.7%とトップで、次いで「名字を帰ると仕事などで不利益がある」「結婚によって女性が名字を変えることが平等に反する」などが続いた。ただ、調査対象者に既婚者が多いこともある、導入を望むと回答した人でも、民法改正で夫婦別姓が認められた場合、制度の利用を望むとしているのは19.3%に止まった。これは先に述べた、専業主婦が夫婦別姓を望む声の強さに比べると、ややトーンダウンを感じさせる結果であると思われる。やはり、女性の主張の結集が法制度として成立することには賛成するが、現実的に別姓制度の導入が認められ、実際に身近に使用出来ることになると、正直なところ現在の生活リズムを壊してまで、夫婦別姓制度を導入しようとする人は残念ながら少なくなってしまうのが現実なのかもしれない。

次に、最も私たちの身近な声と言えると思われる、新潟市民の声を聞いてみたいと思う。市民の声を市政に反映させる為に実施され、1995年の末頃に発表された「平成7年度新潟市政世論調査」の中でも、調査の対象としてこの夫婦別姓の問題が取り上げられており、新潟市民が夫婦別姓に対してどのような意見を持っているのかが、数字としてまとめられている。これによると、「夫婦別姓を選択できる方がよいか」という問いには、否定派の「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」がそれぞれ35.5%と25%で合わせて約60%であるのに対して、肯定派の「そう思う」「どちらかといえばそう思う」は合わせて32%に止まった。年齢別

では、肯定派が30歳代で47%と高くなり、ついで20歳代で37.5%、40歳代で37.2%と続き、50歳代以上では20%台に落ち込んだ。

総理府が行なった国民の意識調査と、新潟市が行なった新潟市民の意識調査。お互いに若い世代ほど夫婦別姓を支持してはいるが、全体では総理府の調査では53%、新潟市の調査では約60%の人が結果として夫婦別姓には否定的であるということが分かった。別姓を望んでいる女性は多いとか、現在の社会に女性は苦しめられているとか、いろいろと述べてきた夫婦別姓制度ではあるが、この結果をもとに国民の意識を整理してみると、国民の半分近くもしくは半分以上が夫婦別姓の実現を望んではないという結果となった。だが夫婦別姓を望むと答えた人も、全体の半分に迫る勢いであったということで、やはり別姓を待ち望んでいる人もいるということが証明された調査ではあったと受け取れる。ただ、夫婦別姓という言葉は知っていても、その内容までは知らない為に、別姓にすると家族の一体感がなくなるというイメージだけで、同姓支持を選んだ人も中にはいたと考える必要もあると思う。それが原因で、夫婦別姓に否定的な数字が増えてしまったと考えるならば、素直にみんながみんな同姓がいいと思っていると受け取ってしまうのは、例えて言うなら薄氷の上を歩くようなもので、かなり危険なことであると思う。つまり、一見すると湖の縁で固く凍結した氷が、湖のすべてを覆っていると感じてしまうように、夫婦別姓に否定的という意見が全体の意見に見えてしまうという錯覚が生まれてくる。だが、その湖の中心には湖の色を隠す程度の氷しかはっておらず、間違って足を踏み入れれば冷たい水に飲まれてしまうというように、夫婦同姓と表裏一体となっている夫婦別姓を除外し、同姓という1つの見方に捕われていると、変動する社会の流れをつかめずに取り残されて終いに痛い目に合うということを言っているのである。データの上では、別姓を望まないという意見が全体の半分以上を占めているが、実際のところ別姓に肯定的な意見は別姓に否定的な意見と紙一重の差しかないものと受け取る方が、こういう考え方には微妙な個人差が生まれてしまう問題を扱っている場合は、正しいのではないかと思う。そのように、世論を対象としたデータは、一步下がった視点で眺めることが大切だと思うのである。

1994年の7月に発表された民法改正の試案の中には、夫婦別姓制度の導入に向けた事柄の他に、法律上の結婚をしていない両親の子供、つまり婚姻届を提出していない両親の間に生まれた子供など、いわゆる「非摘出子」の遺産相続額の問題や、夫婦の離婚に関する問題も含まれている。この問題に関しても、総理府は先程の選択的夫婦別姓制度の導入の時と同じように、国民の意見を広く集めている。それによると、非摘出子の遺産相続額が摘出子の半分となっている現行制度については、「変える必要はない」と考える人が49.4%とほぼ半数で、「相続額を同額にすべきだ」は28%に止まった。また離婚訴訟に関連して、別居など夫婦関係がない状態が一定期間続ければ、関係悪化の責任の所在に関係なく、離婚を認めることについては53.1%が支持しており、「別居という事実だけで離婚を認めるべきではない」の28.4%を大きく上回った。そして、その離婚を認める期間については、約80%の国民が6年未満の年月で認めていいと回答している。

これらの問題は、これまで取り上げてきた夫婦別姓の問題とは性格が異なる事柄だと思われるかもしれないが、非摘出子に関しては夫婦別姓と深い関わり合いを持っていると言えるのである。この論文の最初の方で取り上げた、現在の婚姻制度下に於いて夫婦別姓を実現する為の最も有効な手段である、婚姻届を提出せずに普通の夫婦と同じように結婚生活を送るという事

実婚という枠組み。この時には説明しなかったのだが、夫婦が籍を入れないということは、その夫婦の間に子供が生まれた場合には、その子供は必然的に「非摘出子」という烙印が押されてしまうということになるのである。つまり、夫婦として家庭を育み、その子供にもきちんと両親がいるにも関わらず、その夫婦が自分たちの都合で役所に婚姻届を提出していないばかりに、その子供は父親を持たない子供ということになってしまうのである。その為、その子供は両親の都合で戸籍的に父親を持たないということで社会的な偏見により様々な差別を受ける立場へと立たされるということになる。夫婦別姓の制度化が求められている理由の1つには、このような別姓夫婦の子供を社会の偏見から守るということも含まれているのである。

だがその一方で、結婚をして夫婦としてきちんと籍に入りながらも、お互いの持つリズムの不一致が導いた離婚によって、非摘出子となる子供もいる。現在の日本で夫婦別姓をしたいが為に生み出される非摘出子とは違い、離婚によって非摘出子が生み出されるこの問題の場合。別姓夫婦の子供は戸籍的に父親を持たないとはいえ、家庭生活の中では常に両親の暖かさを受けて育っていけるのだろうが、離婚によって戸籍上母親と二人きりになった子供は、二度と普通の暖かさに包まれることはないという、辛い境遇に立たされることになってしまう。一体どのような問題が、どのような離婚に通じる男女関係のもつれを生み出す原因になってしまうのだろうか。

問題が発生する様々な原因を考えてみた結果、どうやら結婚の背後に流れる男女の意識の違いというものが、この離婚という事柄に関係しているということが分かってきた。私たちは人間として、それぞれ自分独自の意識を持ち合わせている。確かに個人的な意識の相違が離婚という問題を発生させるということも、その原因の1つになっているのかもしれない。だが、ここで言っているのは、そうした個人レベルの意識のことではなく、日本という風土が生み出した日本女性にまつわる意識と言われるもののことである。端的に言い表すならば、それは日本男性が日本女性に対して持つ女性観と言うに相応しい事柄であるように思う。古くから日本女性の素晴らしさを称える時に使われるものに、大和撫子という言葉がある。日本女性の意識の深層に常に存在しているものと思われる、奥ゆかしさや慎み深さなどの日本独特の風情や風習が育んだ、ある種の美意識の表現の結集とも感じ取られる、その聞くに心地好い言葉。しかし、この語は男性の勝手な理想を女性に押し付けようとする、隠れた思惑が存在しているようにも感じられる言葉もある。この語意には、女性は男性に付き従うものという考え方が少なからず含まれているのではないだろうか。即ち、その綺麗な言葉で女性を束縛して、じぶんを優位に立たせようとする男性の征服願望にも似た考えが、この言葉の裏に存在しているように思えるのである。

また、大和撫子の他にも男性が作り上げたような女性を称える言葉を探してみると、夫に対しては良い妻であり子供に対しては良い母であることを意味する良妻賢母や、また夫の言葉に妻が従うということを意味する夫唱婦隨など、男性の理想を女性に押し付けようとする言葉がいくつか存在する。そのような言葉が、今なお氾濫する日本社会に生きている男性たちの意識の中には、当然と言えばそれまでなのだが、妻が夫に尽くすとか妻が夫を立てるとかいう古い価値観に捕われた男性が数多く存在している。その背景を考えてみると、勿論この言葉というものも何等かの影響を与えていているのかもしれないが、実際に日本の男性に独特の女性観を植え付けていると考えられているものは、男性社会を生み出した元凶とも言える家父長制度や家思想と言われるものなのである。

夫婦別姓の導入が問題解決の糸口になるかもしれないと言われている、この一家の家長である父親が家の中で大きな権力を持つという、家父長的家族制度に代表される家思想が現在も強く残っているという女性にとっては厄介なこの問題。結婚によって女性が男性の家に嫁ぐという、男性の下に女性が置かれた見方も、この問題が解決されない限り存続されることになるとも考えられている。様々な分野への女性の参加によって、その意識は少しずつ変革の道を歩み出していると感じられるてはいるのだが、やはり「男は仕事、女は家庭」という古くからの社会意識に裏打ちされた「妻は夫に養ってもらっている」という考え方を打破することはなかなか難しいようである。そして、現在の日本に於いて、女性よりも男性が優遇されているという男性社会が女性の社会参加を難しいものにしているとも言われるこの時代。まだ大人の厳しい社会を体験していない私には、社会に於いて男性が優遇されているという実感を得ることは出来ないが、様々な情報を分析することによって夫婦の役割分担の拡大が男性社会を作っていたという結論を導き出すことは出来た。ここに、その夫婦の役割分担と男性社会という見方に関するデータがある。総理府が1995年の7月に実施した「男女共同参画に関する世論調査」によると、「男は仕事、女は家庭」という考えに「同感」という人が26.2%、「同感しない」という人は48%であった。1987年の同様の調査では同感が43.1%で、同感しないが26.9%。また、1990年の調査では同感が29.3%で、同感しないが39.1%となっており、8年間で男女の役割分担に対する考え方が逆転したことが、これによって分かった。

一方、社会全体での男女の地位については、75.6%が「男性が優遇されている」と指摘しており、「平等」と回答した人は19.5%にすぎなかった。その理由については、「男女の役割分担についての社会通念、習慣、しきたりが根強い」が最も多く挙げられたものであった。以上のように、成人男女のはば半数が「男は仕事、女は家庭」との考え方方に同感出来ないと思っている一方で、社会全体に於ける男女の地位については、男女を通じて「男性が優遇されている」としている人が圧倒的に多かった。「男は仕事、女は家庭」という固定観念が崩れるなど、個人の価値観に変化が見られる方面、男性優位の社会構造は依然変わらず、社会通念や習慣が妨げになっていることが、今回の調査に於いて浮き彫りとなった。

男性と女性がいる限り、そこには自然と役割分担が生まれてくるのかもしれない。しかし、現在の社会に男性優位の体制が染み付いている現時点では、女性が社会で活発に活躍していく為の重荷を少しでも減らすということが、真っ先に求められることであると思う。「男は仕事、女は家庭」という既成概念に捕われずに自分らしく生きたいと願う女性たちの声は、このデータが示すように少しずつ現実のものになろうとしている。そして夫婦別姓の制度化によって、その一歩は限りなく力強い一步として、間もなく踏み出されようとしている。

長々と進めてきた論文を締め括る最後の題材として、ここで実現に向けた秒読み段階に入ったと噂される、この夫婦別姓の最終報告案とも言われるものを取り上げたいと思う。この報告案は、1994年の7月に発表されたA案・B案・C案という3つの試案を発展させる形で、1995年の後半にかけて政府の法政審議会民法部会から発表された、この論文を作成している時点でも夫婦別姓に関わる最も新しい情報である、中間報告と言われる内容のものである。これによると、これまでの如く結婚する男女が婚姻によって同じ姓を名乗ることを原則とはせずに、婚姻の時に別姓が同姓かを自由に選択できるようにするという案が記されている。しかし、その後の変更は認めないとすることなので、同姓にするか別姓にするかは、籍を入れる前に二人で話し合って慎重に決める必要があると言える。また、私が最も気に掛けていた別姓夫婦の子供

については、兄弟姉妹間では同じ姓を名乗るのが基本となっており、その別姓夫婦の子供の姓は結婚する男女の婚姻時の合意によって、夫の姓と妻の姓のどちらにするのかが決定されるという事になっている。

中間報告にはこの他に、法律上の結婚をしていない両親の間に生まれた子供など、いわゆる「非摘出子」の遺産相続額の配分を、婚姻届を提出した夫婦の子供と同じことにしてことや、また夫婦が5年以上別居している場合には離婚を認めるということ、そして再婚禁止期間がこれまで6ヶ月であったものを、100日に短縮することなど、1994年の試案に明記されていた問題に対する結論もしっかりと含まれている。

この試案は、緩やかな選択的夫婦別姓を認めて、その上で兄弟姉妹の姓も現在の私たちと同じように同一とするということで、国民の感情に配慮した抵抗感の少ない改正を目指すという、この法案の導入に際して定められた条件を見事にクリアしている内容であると言える。しかし、この案もまだ結論ではなく、1995年度中に法政審議会民法部会で最終案がまとめられ、その案が来年の通常国会に提出されて、そこで法律として成立する予定となっているので、私たちが日常生活の中で夫婦別姓を制度として受け入れる時には、多少の修正は成されているかもしれないが、ほぼこのような内容でまとめられるものと思われる。

最後に、この夫婦別姓制度の導入の意味を簡単に述べさせてもらうと、以前にも述べた通り、この夫婦別姓という事柄は様々な立場の多くの女性たちによって求められ、まもなく法律として施行されようとしている。しかし、その法律を使う使わないはあくまでその人の自由であり、要は、今まで一つだった道筋にもう一つ別の選択肢を加える事によって、制限されていた女性の選択の幅を広げるというのが、この夫婦別姓制度の導入にあたっての一番の大切な意味であると思う。

中には、仕事上の不都合を考えてとか自分の名字に愛着があるからという理由ではなく、ただ興味半分で夫婦別姓を選ぶ人もいるかもしれない。それを長い目で見れば、家名やお墓の価値観に変化が生まれてくるということにもなりかねない。そのように文化を変えてしまう可能性を秘めた制度でもあるから、政府内で十分に審議して、その上で慎重に結論を出してもらいたいと思う。それと同時に、いずれはこの夫婦別姓制度を身近に受け入れていく立場となるであろう私たちも、氏名に含まれている価値観やそれを受け継いで行くことの大切さなどを、もう一度きちんと見詰め直して、しっかりと自覚していかなければならない時期に来ているのだと思う。

夫婦別姓が日本社会をどのように変化させていくかは、現時点では分かるはずもないが、夫婦別姓が日本の女性たちに輝きを与えることを願いつつ、私も自分というものをしっかりと持ちながら、今までの自分に捕われない新しい自分へと飛躍していきたいと思う。

参考文献

- 福島瑞穂・榎原富士子・福沢恵子編著『楽しくやろう夫婦別姓－これから結婚必携一』明石書房、1989年
福島瑞穂『結婚と家族』岩波新書、1992年
『新潟日報』などの新聞記事

(卒論指導教員 片桐邦郎)